

評議員選定委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人風に立つライオン基金（以下「この法人」という。）の定款第12条第1項に規定する評議員選定委員会の設置に関し必要な事項を定め、かつその運営の円滑化を図ることを目的とする。

(設置及び任務)

第2条 この法人は、前条の目的を達成するため、評議員選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

2 選定委員会は、この法人の評議員並びに理事及び監事（以下「役員等」という。）の選任及び解任の候補者を選出し、評議員会に提出することを任務とする。

(構成)

第3条 選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局長、定款第12条第3項各号の定めに基づき選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

- 2 選定委員会の議長は、評議員委員が就任する。
- 3 選定委員会の評議員委員を除く他の委員は、評議員会において選任する。
- 4 前項の選任に当たり、評議員委員は、理事会に対しその候補の提出を依頼できる。
- 5 理事会は、評議員委員から前項の要請があった場合、その候補者の名簿を提供しなければならない。

(招集及び開催)

第4条 選定委員会は、評議員委員が、役員等の選任及び解任を行う評議員会の開催に先立ち招集し、開催する。

(選出方法)

第5条 選定委員会の決議は、選定委員会委員の3分の2以上の出席をもって行う。

- 2 選定委員会は、この法人の理事、監事及び評議員の選任及び解任の候補者をそれぞれ審議し、多数決により、理事、監事及び評議員それぞれの選出必要人数以上の候補者を選定する。
- 3 前項の選定に当たり、評議員委員は、理事会に対しその候補の提出を依頼できる。

(情報提供)

第6条 理事会は選定委員会における前条の審議に当たり、評議員委員の要請があった場合は、下記各号の情報を提供しなければならない。

- (1) 選出する理事、監事及び評議員の候補者の経歴、選任理由、この法人の他の理事、監事及び評議員との関係その他の理事、監事及び評議員の候補者に関する情報
- (2) 解任する理事、監事及び評議員の候補者に関する情報

(候補者名簿及び議事録)

第7条 選定委員会は議事終了後速やかに候補者名簿及び議事録を作成し、議長及び出席した選定委員会委員が議事録に記名押印し、その候補者名簿と議事録を評議員会に提出しなければならない。

(任 期)

第8条 選定委員会の委員の任期は、その評議員としての任期と同一とし、再任を妨げない。

2 選定委員会の委員は、辞任又は任期満了後においても、第3条第1項に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報 酬)

第9条 選定委員会の委員は、無報酬とする。

2 選定委員会の委員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(改 廃)

第10条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規則は、平成28年9月22日より施行する。(平成28年9月22日評議員会議決)